

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月5日

岐阜地方法務局 登記官 小坂 信 護

記

1 手続番号

第2000-2025-7003号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

本巢市根尾西板屋字下葛466番2